

《農地法第4条・第5条 必要書類について》

1. 申請用紙 ※県許可に該当する場合は2部提出（原本1部・コピー1部）

（農地法第4条） 様式第8－1号

（農地法第5条） 様式第8－2号

2. 添付書類

☐事業計画書（全ての場合） 様式第8－34号

☐定款もしくは寄付行為の写しまたは法人の登記事項証明書（法人の場合）

☐位置図（全ての場合）

- ・縮尺（1/50,000～1/10,000 程度）、方位、申請地を赤丸で明示すること。

☐案内図（全ての場合）

- ・縮尺（1/5,000 程度）、方位、申請地を赤丸で明示すること。

☐土地登記事項証明書（全ての場合）

☐土地利用計画図（全ての場合）

- ・縮尺（1/500～1/2,000 程度）、方位を明示したもの。
- ・建物等の配置を明示すること。（駐車場の場合は、駐車台数も含む。）
- ・利用計画別に凡例を付け、所要面積を色分けすること。
- ・周辺農地への被害防除措置を明示すること。（例：外周にコンクリートブロック擁壁及びフェンス等）
- ・取水箇所、雨水の排水経路、汚水・雑排水の排水経路を矢印で示すこと。（合併浄化槽、場内水路を経由して既設水路へ放流するまでの経路、浄化槽の位置を明示すること。）

☐資金証明書（全ての場合）

- ・当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を証明する書面や預金通帳の写し、残高証明書）

※建築条件付売買予定地の場合は販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設することとなるため、資力の確認は全ての土地に自らが住宅を建設する場合に必要な資力で行うこと。

☐公図または公図の写し（全ての場合）

- ・申請地は赤枠で囲み、地番、地目、地積、所有者名を明示すること。
- ・隣接する土地については、地目を明示すること。

□現況図（全ての場合）

- ・申請地を赤枠で囲み、申請地及び周辺における現況の用水、排水経路を色別で矢印で示すこと（土地利用計画図に明示しても可）。
- ・申請地における現況の耕作用道路を着色すること。

□転用候補地一覧表（該当する場合）

- ・農地転用候補地一覧表記載要領に基づき作成すること。

□転用を妨げる権利を有するものからの同意書（該当する場合）

- ・地上権、永小作権、質権、または賃借権に基づく耕作者がいる場合は、耕作同意書を添付すること。
- ・所有権以外の権原に基づく申請の場合は、所有者同意書を添付すること。

□法令・条例等に基づく許認可及び行政庁との協議が義務付けられている場合の許可書または協議書（該当する場合）

- ・許可、認可、関係機関の議決等を了している旨を証する書面（例：当該許認可書の写し、関係機関の受付印のある当該申請書の写し等）

※太陽光発電施設の場合で FIT 制度または FIP 制度を活用する場合は、経済産業省への事実を証する書類（申請書（申請画面）または認定書の写し）及び電力会社の系統連携の承諾書に関する書類の写し

- ・行政庁との協議を了している旨を証する書面

□土地改良区の意見書（該当する場合）

- ・申請地が土地改良区域内にある場合は該当する土地改良区からの意見書を添付すること。

□建築物の平面図・立面図（建築物がある場合）

- ・申請地に建築する構造物の平面図及び立面図

□売買契約書案・工程表（建築条件付売買予定地の場合）

- ・売買契約書案：転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案
- ・工程表：事業者において、土地の全てを販売することができないと判断する時期の目安を含む

□その他の書類（必要がある場合）

- ・その他、必要があると認められる場合は審査に必要な書類を求める場合があります。